

議案第49号

北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例の一部を改正する条例

北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例（平成3年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>
2	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）第25条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（表 1 の項の改正部分に限る。）による改正後の北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

北上市長 八重樫 浩 文

#### 提案理由

岩手県人事委員会の勧告に基づく一般職の給与の取扱いに準拠し、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。